計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習に関する公告

○国立研究開発法人　産業技術総合研究所公告第十一号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量講習（濃度関係）及び環境計量講習（騒音・振動関係）に関し必要な事項を次のように公告する。

平成二十九年五月三十一日　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格　計量士国家試験（濃度関係又は騒音・振動関係）に合格した者で、計量法第百二十二条二項一号（登録）及び施行規則第五十一条（登録条件）に定める条件に満たない者

二　講習期間

（濃度関係）

第1回　平成二十九年七月十一日から平成二十九年七月十四日まで

第2回　平成二十九年七月二十五日から平成二十九年七月二十八日まで

第3回　平成二十九年八月一日から平成二十九年八月四日まで

第4回　平成二十九年八月二十二日から平成二十九年八月二十五日まで

第5回　平成二十九年九月十二日から平成二十九年九月十五日まで

第6回　平成二十九年十月三日から平成二十九年十月六日まで

第7回　平成二十九年十月二十四日から平成二十九年十月二十七日まで

第8回　平成二十九年十一月十四日から平成二十九年十一月十七日まで

第9回　平成二十九年十二月五日から平成二十九年十二月八日まで

なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。

（騒音・振動関係）

第1回　平成二十九年九月四日から平成二十九年九月八日まで

第2回　平成二十九年九月二十五日から平成二十九年九月二十九日まで

第3回　平成二十九年十一月六日から平成二十九年十一月十日まで

第4回　平成二十九年十一月二十七日から平成二十九年十二月一日まで

なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。

三　講習会場

国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター実習棟

茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第五

四　講習の概要

環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な実習

五　受講料

（濃度関係）　九万千百円

（騒音・振動関係）　五万七千七百円

六　受講定員

（濃度関係）　各回三十名

（騒音・振動関係）　各回二十四名

七　受講申請書提出期間　平成二十九年五月三十一日から平成二十九年六月三十日まで（郵送による場合は、最終日必着とする。ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。）

八　受講申請書提出先

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター

九　提出書類　濃度関係及び騒音・振動関係ごとに各一通

1　履歴書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）

2　受講申請書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）

3　受講に関する調査票

4　写真（大きさは、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署し履歴書に貼付すること）

5　環境計量士国家試験合格証書の写し又は合格証明書の写し

6　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは、角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百五十円切手を貼付）

十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十一　その他

受講の決定は、受講に関する調査票の受講回の希望から、また希望の受講回が定員となったとき及び希望の記述が無い場合は早い回から、先着順に割り当てる方法で行う。決定次第受講決定通知を送付する。

国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センターのホームページ　https://www.nmij.jp/~metroltrain/において、提出書類の様式等本件に関する情報を公開する。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第1項の規定に基づき公告します。

平成29年5月31日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
関越自動車道新潟線（東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで）	東京都練馬区石神井町から東京都練馬区大泉町まで	新設工事	平成29年6月1日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年3月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、公告します。

平成29年5月31日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　博

記

1．(3)⑯ト(ハ)(c)のうち、

「平成29年4月28日から同年11月6日までのうち、東日本高速道路株式会社が別に定める期間」を「平成29年6月1日から同年11月6日まで」に改める。